

議案第9号

鳥取県教育委員会教育長の職務代行者による事務の委任に関する規程について

鳥取県教育委員会教育長の職務代行者による事務の委任に関する規程について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

## 鳥取県教育委員会教育長の職務代行者による事務の委任に関する規程

### (目的)

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、鳥取県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に事故があるとき、又は教育長が欠けたときの教育長の職務の執行者（以下「教育長の職務代行者」という。）が職務を行う場合の取扱をあらかじめ定めることを目的とする。

### (教育長の職務代行者)

第2条 教育長の職務代行者は、あらかじめ教育長が教育委員会の委員のうちから指名する。

### (事務の委任)

第3条 前条の規定により指名された教育長の職務代行者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、教育長の職務代行者が自ら教育委員会事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合は、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）により委任される事務について、職員を指定して委任することができる。

### (職員の指定)

第4条 前条の規定により教育長の職務代行者が指定する職員は、次の順序とする。

第一順位 次長

第二順位 教育次長

### 附 則

#### (施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。